

ご存知ですか？ 民生委員・児童委員

～地域の皆さんの身近な相談相手～



鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会の役員の方々と
撮影時のおまじないをしています。

地域の皆さんの身近な存在として活動する民生委員・児童委員。市内では、364人の委員が訪問や見守り、相談など、地域に密着した役割を担っています。

今回の特集では、こうした民生委員・児童委員の活動を紹介します。

民生委員・児童委員の歩み

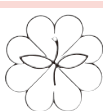
民生委員制度は、大正6年(1917)に、生活困窮者の救済を目的に、岡山県で発足した「済世顧問制度」の創設が始まりといわれています。続いて、大正7年(1918)に、担当地域の状況の把握や救済が必要な人と救済機関をつなぐ役割を担う「方面委員制度」が大阪府で発足。昭和3年、この制度が方面委員令の公布により、全国的に統一して運用されるようになりました。その後、昭和21年に民生委員令が公布され、方面委員は民生委員と改称し、現在に続く制度となっています。

また、昭和22年には児童福祉法が公布され、民生委員が児童委員を兼務することも明記されました。

平成29年、民生委員制度は
100周年を迎えました！



健康福祉政策課
まさひろ
安藤 真大



民生委員・児童委員のマーク

幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

民生委員・児童委員とは？

民生・児童委員は、「民生委員法」に基づいて、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。それぞれの地域で常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、地域の社会福祉の増進に努めています。

民生委員は、「児童福祉法」により、児童委員を兼ねており、地域の子どもたちが元気で安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安な方や妊娠中の心配事の相談・支援などを行います。

民生委員の任期は3年(再任の場合もあり)で、給与はなく、ボランティアとして活動しています。

皆さんのお近くで活動しています 民生・児童委員

現在、市内では民生委員として364人の方が、担当地区や市内各所で福祉活動に取り組んでいます。

民生委員は、市内13地区に設置された地区民生委員児童委員協議会(地区民児協)にそれぞれ所属しており、地区民児協は鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会に組織されています。

各地区民児協では、地域の課題を共有し、委員へのさまざまな研修を実施しています。また、それぞれの地区に設置されているまちづくり協議会と連携し、地域住民が安心して生活できるよう活動を行っています。

主任児童委員とは？

民生委員の一部は、厚生労働大臣から「主任児童委員」に指名され、子どもや子育てに関する支援を専門的に担当しています。

子育てを社会全体で支える「健やかに子どもを産み育てる環境づくり」を進めるため、平成6年1月に制度化されました。

現在市内では、35人の主任児童委員が市内の小学校区ごとに配置され、民生委員や学校と連携・協力しながら、子育ての支援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会 組織図

	13の地区 民児協	行政区	委員数
国府	国府	国府	20(2)
北西	庄野 加佐登 石薬師 井田川	北西	41(4)
牧田	牧田	牧田	27(2)
飯野	飯野	飯野	24(3)
河曲神戸	河曲 神戸	河曲神戸	29(2)
一ノ宮	一ノ宮	一ノ宮	24(2)
東部	箕田 若松	東部	26(2)
玉垣	玉垣	玉垣	20(1)
桜島	桜島	桜島	19(1)
白子	白子	白子	54(5)
栄	栄	栄	23(3)
南部	稲生 天名 合川	南部	30(4)
西部	久間田 橋 深伊沢 鈴峰 庄内	西部	27(4)

※()内の数字は、主任児童委員の人数

民生・児童委員さんの声

気軽にご相談を！

私自身、母の介護を通じて地域の皆さんに助けられた経験がありました。こうした経験を生かせると思い、民生・児童委員をお受けしました。

委員となってから2年ほどになりますが、地域の皆さんからさまざまな相談を受けています。例えば、「自分からは自治会に言いにくいので、代わりに頼んでほしい」や、「遊び場にハチの巣があるので危ない」という子どもたちからの相談などです。いずれもちょっとした相談ですが、私たちが地域の皆さんから頼られている、皆さんの身近な相談相手であるんだと実感しています。

まだ2年という短い期間ですが、民生・児童委員としての経験は、とても勉強になります。これからも、皆さんの心のよりどころとなるよう、地域で頼られる存在でありたいと思います。



かえこ
藤井 華恵子さん

民生・児童委員さんの主な活動内容

民生・児童委員は、担当の区域内で一人暮らしの高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声掛けなどを行っています。また、失業や経済的困窮、医療や介護の悩み、妊娠や子育てへの不安など、生活上の悩み事や心配事の相談に応じ、必要に応じて公的機関や専門機関とのつなぎ役になります。

さらに、特殊詐欺撲滅や認知症予防活動の普及啓発、子ども・子育てサポートに関する行政からの情報などの発信、地域における高齢者の居場所づくりや子育て世帯の交流の促進を図る場として、身近な公民館や自治会集会所を活用してサロン活動も行っています。

民生・児童委員には、
民生委員法に基づく
守秘義務があるため、
相談内容の秘密は
必ず守ります。気軽
にご相談ください。

しげのぶ
浅野 重伸さん

相談・支援

見守り活動

地域住民
との交流

安全・安心な
まちづくり

子育て支援

専門機関への
つなぎ役

民生・児童委員さんの活動のひとこま

高齢者宅への
訪問・見守り活動



子どもたちへの
あいさつ運動・
登校の見守り活動



研修会への参加



これからの民生・児童委員

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、昨年度から本来の民生委員活動が思うように行えず、地域でのサロン活動や自己研さんのための研修会など、一部の活動を自粛しています。しかし、このコロナ禍で経済活動の縮小、外出の自粛などから、悩み事や心配事を抱えている方は、より一層地域から孤立する傾向にあります。

そのため、地域に根差し、地域に密着して活動する民生・児童委員の重要性が再認識されており、感染対策の徹底を図りながら、地域での見守り活動を通じて、困り事を抱える方の支援のつなぎ役が行えるような取り組みが一層求められています。

鈴鹿市民生委員児童委員協議会連合会 会長 岸 俊子さんにお聴きました

■ 地域の「パイプ役」としての重要性

以前は、高齢者宅の訪問や見守り活動が中心でしたが、近年は社会情勢の変化を受け、ひきこもりや児童虐待、生活困窮への対応など、相談内容が多岐にわたり、複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響は、地域のつながりを希薄にし、今まで以上に地域内の住民同士の交流の機会を奪う傾向にあります。こうした状況下だからこそ、地域の「パイプ役」として活動する民生・児童委員の重要性が増していると思います。

■ いつまでもこの地域で暮らしていただくために

現在、社会は少子高齢化やコロナ禍に直面していますが、高齢者が同じ地域内で一生、安全・安心に暮らしていただくことが大切です。そのため、訪問活動を通じて、会話の中で情報を聞いて専門機関へつなぐなど、高齢者にストレスなく暮らしていただくための活動が重要になってきています。

また、以前は地域全体で子どもたちを育てるという環境がありましたが、今では徐々に薄れてきています。地域ぐるみで子育てをすることで、子どもたちに「いつまでもここで暮らしたい」と思ってもらえるような活動を進めたいです。

■ 身近な相談相手

民生・児童委員は皆さんにとって気軽に相談ができる身近な存在です。悩み事や心配事がありましたら、いつでもご相談ください。

私たち民生・児童委員のこうした思いや活動内容を皆さんに知っていただき、より身近に感じていただくため、連合会では年2回「民児協スズカ」を発行しています。広報すずかへ折り込んでいますので、ぜひご覧ください。



▲民児協スズカ

● 民生・児童委員に相談するには

お住まいの地区で活動する民生・児童委員を知りたいときは、地区市民センターまたは健康福祉政策課(☎382-9012)へお問い合わせください。